

シンボルロード整備基本計画（案）

平成29年3月

朝霞市

目 次

1. シンボルロード整備・活用に対する市民・関係機関からの提案	1
2. シンボルロード整備基本計画	3
2.1 当面の目標とするプラン	3
2.2 整備事業の進め方	7
3. シンボルロードにおける安全対策について	11
3.1 現行の整備基本計画における防犯の考え方	11
3.2 防犯対策に関する各種指針・ガイドライン等	12
3.3 朝霞警察署へのヒアリング結果	13
3.4 シンボルロードにおける安全対策の考え方	14

1. シンボルロード整備・活用に対する市民・関係機関からの提案

シンボルロード整備基本計画の検討にあたり、様々な機会を通じて市民、関係機関から基地跡地公園・シンボルロードの整備・利活用に対する意見、提案を把握した。

いただいた提案は、以下の考え方に沿って整理した。

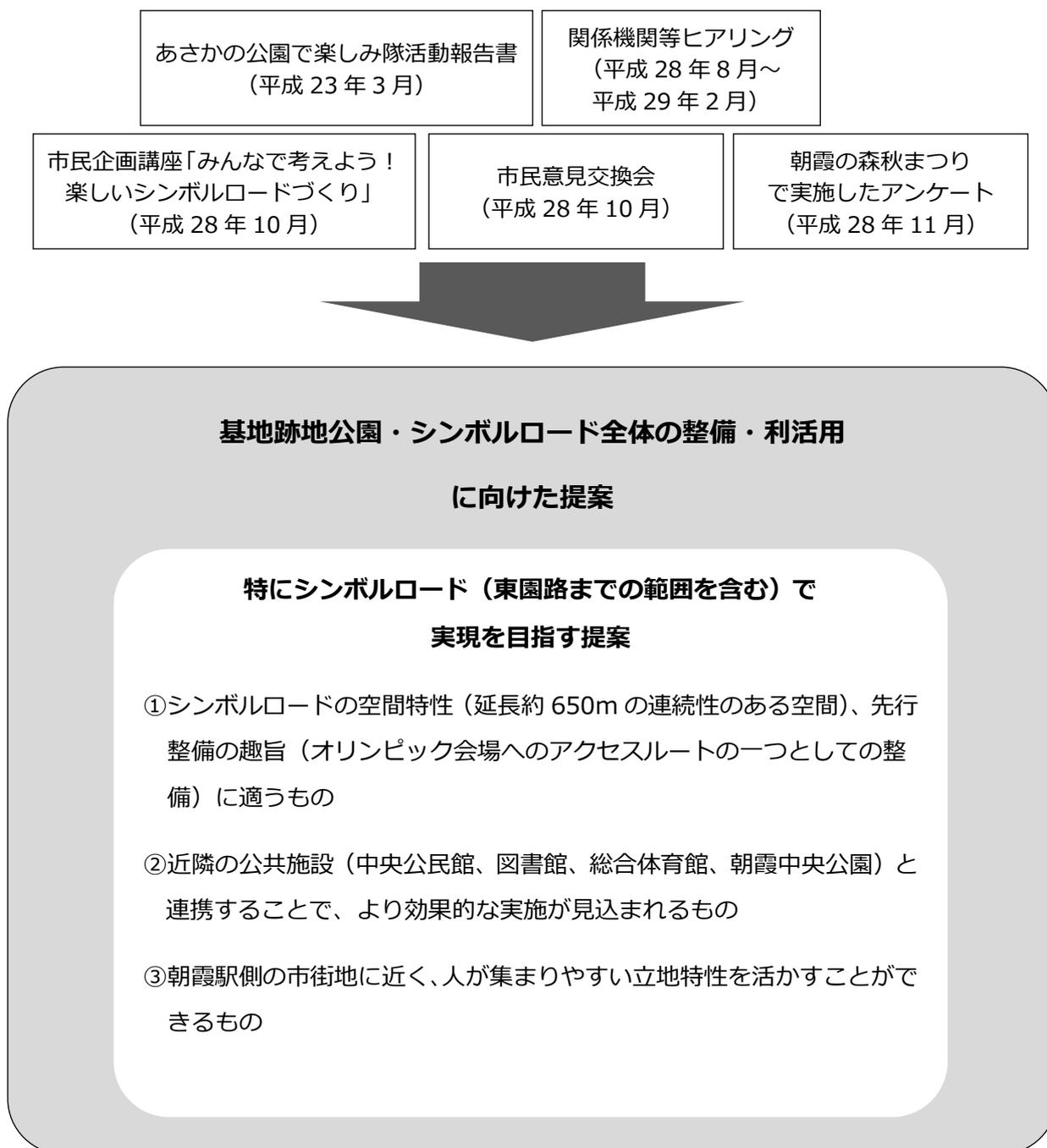


図 市民・関係機関からの提案の整理の考え方

基地跡地公園・シンボルロード全体の整備・利活用に向けた市民・関係機関からの提案

■ 市民協働

○◇朝霞の森方式を参考にした市民中心の維持管理

■ 休憩

○ひと休みできるベンチ ◇休憩場所

■ 散策

○車椅子、ベビーカーが通れる散策路 ○チップを使った道

■ 米軍基地時代の歴史の継承

○遺物・遺構（電柱、給水塔、消火栓等）の保存
○モニュメントの設置

■ 森に親しむ・森を育てる場や機会の創出

○森に親しむ（散策する、木陰で休む、森林浴、ハンモック、ツリーハウス、ツリークライミング、ボルダリング）
○自然とふれあう（四季の花を楽しむ、虫とふれあう、自然体験、自然観察、樹名板、ススキを鑑賞できる草地の保全）
○自然（雑木林等）、樹木の保全 ○多様な生き物がすめる森づくり
○市民協働による草花、森の育成 ○キャンプ、泊まれる公園
◇日没後の時間帯に行う星空上映会や移動式プラネタリウム

■ 遊びの場の創出

○遊具、広場
乳幼児の遊び場、ボール遊び、アスレチック、ブランコ、すべり台、自然のジャングルジム、トランポリン
○プレーパーク ○子どもが生きる力を身につけられる場（森の幼稚園等）
○探検（虫取りなど） ○小動物とふれあえる場所
○スケボー、ストリートバスケット

■ 開放的な空間を活かしたレクリエーションの場の創出

○芝生の広場 ○ドッグラン ○バーベキュー

■ 水場・水辺の創出

○プール ○じゃぶじゃぶ池 ○せせらぎ ○池

■ にぎわい創出（大規模イベント、施設整備）

◇コンサート、フェス等の音楽系イベント
○おしゃれなカフェ、くつろげるカフェ
○農産物直売所 ○古い鉄道車両を再利用した図書館
○ラジオの公開収録や生放送ができる施設 ○野外音楽堂

■ 利用しやすさを高める施設整備

○◇トイレ ◇水道設備 ○授乳、オムツ交換のできる施設
◇夏季に日差しをしのげる場所 ◇管理棟、ビジターセンター
○一定規模の駐車場 ◇公園案内板 ◇無電柱化

■ 防災機能の確保

○◇備蓄倉庫 ◇かまどベンチ ◇水利施設（消火栓、防火水槽）、非常用電源
◇支援にきた消防隊員等のトイレ、休憩に利用できるスペース
◇帰宅困難者の一時待避への対応

【シンボルロードのコンセプト】

森と人とまちを結ぶ ふれあいのこみち

特にシンボルロード（東園路までの範囲を含む）で実現を目指す提案

①シンボルロードの空間特性（延長約 650m の連続性のある空間）、先行整備の趣旨（オリンピック会場へのアクセスルートの一つとしての整備）に適うもの

■ 移動、散策

◇自転車通行帯 ◇歩道
◇レンタサイクル ○サイクリング

■ 東京オリンピック・パラリンピック関連

○イベント
（パブリックビューイング等を念頭に）

②近隣の公共施設（市役所、中央公民館、図書館、総合体育館、朝霞中央公園）と連携することで、より効果的な実施が見込まれるもの

■ 図書館との連携

○緑陰で読書
○青空図書館、移動図書館

■ 彩夏祭時の活用

◇よさこい出場団体の受付・待機所・給水所
◇よさこい観覧スペース
◇踊りの空間
（ステージが設置可能な広場）
◇出展ブース用スペース
（商工まつり、青年部出展の一体化等）
◇飲食・休憩スペース
◇仮設トイレ・喫煙所・リサイクルステーション
◇地方車の迂回路の確保
◇花火の際に立入禁止区域を管理しやすい構造の確保

③朝霞駅側の市街地に近く、人が集まりやすい立地特性を活かすことができるもの

■ にぎわい創出

広場の活用例
◇音楽、アート関連のイベント
○◇キッチンカー、移動販売車
○オープンカフェ
◇ミニコンサート、路上ライブ
◇おしゃれな軽トラ市
◇土日限定のチャレンジショップ
◇商店街から募ったイベント
◇特徴のあるイベント
グルメ、フリマ、大道芸、ミニSL、イルミネーション等

■ 市民の交流の場の創出

◇ベンチに座ってコミュニケーションが生まれる場所
○子どもからお年寄りまで集まるたまり場
○市民が自由に使える小さいイベント広場
○100人くらい集まれる広場
○小さいステージ

提案の実現に向けシンボルロードに求められる空間

ゆったりと歩ける歩行空間

・基地跡地の緑の豊かさを感じながら、ゆったりと歩ける、ユニバーサルデザインに配慮した歩行空間を設ける。

自転車道

・朝霞中央公園側の歩道と同様に、歩行空間に並行する自転車道を設ける。

大小様々なイベントを開催できる広場

・人々が集まる結節点となる場所に、イベント等を通じてにぎわいを創出する拠点となる広場を設ける。

くつろげる緑陰

・夏の強い日差しを避けたり、ゆったりと読書やおしゃべりを楽しめる緑陰を確保する。

○：あさかの公園で楽しみ隊活動報告書（平成 23 年 3 月）、市民企画講座「みんなで考えよう！楽しいシンボルロードづくり」（平成 28 年 10 月）、市民意見交換会（平成 28 年 10 月）、朝霞の森秋まつりで実施したアンケート（平成 28 年 11 月）でいただいた意見
◇：関係機関等ヒアリングでいただいた意見

2. シンボルロード整備基本計画

2.1 当面の目標とするプラン

(1) 全体の整備方針

- 公園通りから西側 30m のシンボルロード区域（道路法に基づく道路の区域^{*}）と、そこから公園区域内の東園路までを合わせた、幅約 60m の範囲を一体的な空間として整備・活用する。
- 道路本来の機能である交通機能を充実させるという観点から、公園通りに沿って歩道、自転車通行帯を確保する。
- 既存の樹木は、周辺からの見通しを確保するなどの防犯面に配慮した対応を行いつつ、樹木の生育状況及び生育環境を踏まえ、必要な伐採は行った上で、できる限り保全していくことを前提とする。
- 周辺の動線及び公共施設の配置などを踏まえ、人々が集える空間となる場所については、広場を設けて、集い・にぎわい創出の拠点とする。

^{*}シンボルロード区域は、道路として用地を取得する予定ですが、公園と一体的な緑化空間として整備します。



公園部分は、現行の整備基本計画のゾーニングと、朝霞の森の現況を表示しています。

- 道路法に基づく道路として用地を確保する範囲
- 土壤汚染区域（基地跡地公園・シンボルロード計画地内）
- 新設するフェンス --- 既存のフェンス

(2) 各ゾーン共通の整備方針

<自転車通行帯>

- ・現在の歩道部分をそのまま転用し、幅員 3m 程度の自転車通行帯とする。

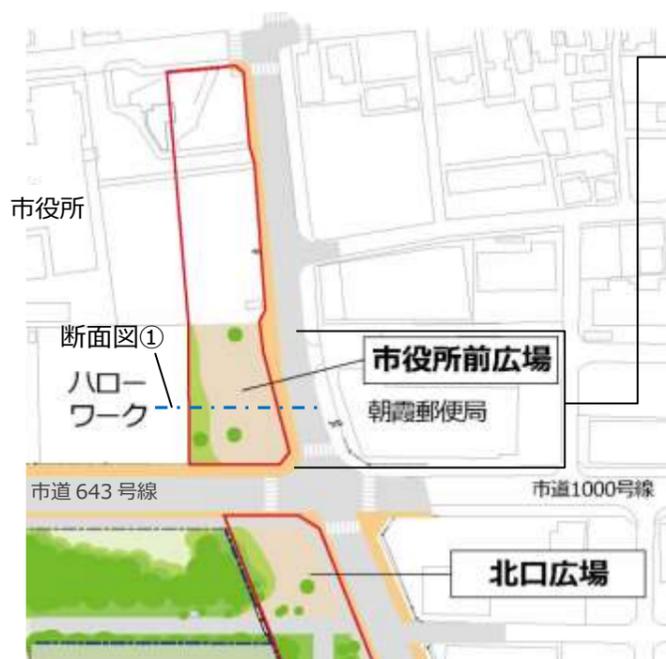
<歩道>

- ・現在の公園通りの歩道端から 3～4 m 程度の幅で、新たに歩道を確保する（アスファルト舗装）。
- ・健全な状態の高木などシンボルツリーとなり得る既存樹木がある場合は、幅員を狭めたり、迂回したりすることにより、その樹木をできる限り残して整備する。
- ・部分的に幅員 5m 程度の空間を確保し、花や緑を楽しみながら休憩できる空間を配置してくつろぐことができる場とするとともに、彩夏祭時にはよさこいの審査員席や観覧席を設けられる場として活用する。
- ・無電柱化は、低コストな技術が開発された場合には、歩道の整備に合わせて公園通りの無電柱化を検討する。

<広場>

- ・公園内の緑豊かな環境と調和するよう景観づくりに配慮し、市民が憩い、集う拠点にふさわしい休憩施設の整備を行う。
- ・イベント利用を想定し、車両の乗り入れに配慮した舗装（中央広場については資材搬入に使われる大型の車両、その他の広場については乗用車や小型キッチンカー等）を行い、電源、給水設備等を設ける。
- ・災害発生時には、応急対策等を行う関係機関の受入れ場所等としても対応できる広場とする。

(3) 各ゾーンの整備方針



① Aゾーン

○特性

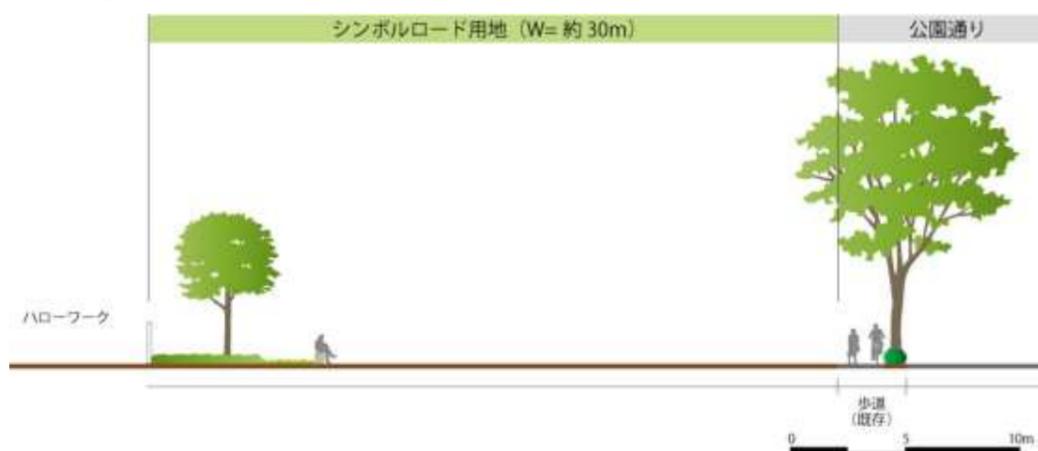
- ・市役所の南側、公園通り及び市道 1000 号線・市道 643 号線の交差点に面した位置にあり、人通りが比較的多い。
- ・朝霞駅方面から公園及びシンボルロードを訪れる人を出迎える空間となる。

○整備方針

<市役所前広場>

- ・北口広場と対になり、公園及びシンボルロードへのゲートであり、オープンスペースとしては彩夏祭の際に利用されている現状を活かしつつ、ストリートライブ、パフォーマンス、移動販売等の小規模なイベントが開催できる空間（約 1,200 m²）とする。また、市役所前駐車場を使った既存のイベントとも連携が図れる空間とする。
- ・ハローワークとの境界部は、南側の公園用地の樹林地と視覚的に連なるような植栽帯を設け、花や緑を楽しみながら休憩できる空間とする。

断面図①



②Bゾーン

○特性

- ・比較的密度の低い樹林地となっており、ゾーン南端部分は臨時駐車場として利用されている。
- ・東側には中央公民館、総合体育館が面しており、これらの施設では各種のイベントやスポーツ大会が開催されている。また、図書館も近くに立地している。

○整備方針

<全体>

- ・基地跡地の中に残っているアスファルト舗装の道路を活かしつつ、樹林の密度が低く形成されている場所は、下刈りを行うとともに、生育環境のよくない樹木は伐採し、防犯面に配慮して、公園通りから東園路までが見通せる、木漏れ日の差す明るい樹林を形成する。
- ・基地時代の道路跡を活かして東西方向の通路を設け、公園通りから公園内に人々を誘う。

<土壌汚染区域>

- ・土壌汚染処理が完了するまでの間、フェンスで土壌汚染区域を囲み、立入を制限する。

<北口広場>

- ・公園及びシンボルロードを訪れる人を出迎えるメインゲートとなる空間であるとともに、ストリートライブ、パフォーマンス、移動販売等の小規模なイベントに対応し、また待ち合わせや休憩にも使える空間（約 600~700 m²）とする。
- ・健全な状態の既存樹木を活かしつつ、市役所前広場の緑の空間から公園側の樹林地に連なる緑の景観をつくる。
- ・北口広場と朝霞の森を結ぶ園路を整備する。

<東園路・東園路支線>

- ・既存のアスファルト舗装の道路を活かし、彩夏祭時における地方車の迂回路や、災害発生時には消防隊等の車両が通路として利用ができる園路とする。

<中央広場>

- ・周辺の公共施設と連携を図りながら、シンボルロード全体のにぎわい創出の拠点となる広場とする。
- ・現在の臨時駐車場とその北側のアスファルト舗装上に樹木が生えつつある空間を合わせて約 5,000 m²の広さを確保し、小規模なイベントから比較的規模の大きなイベントにまで幅広く活用できる空間とする。

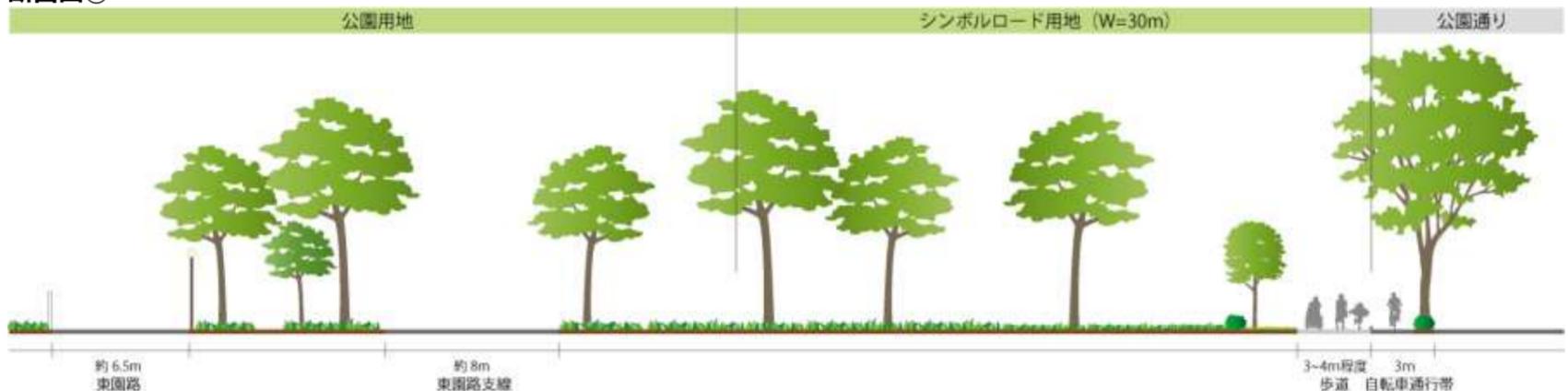
(参考) 5,000 m²規模の広場のイベント事例

名称	面積	活用例
和光市民広場	約 3,500 m ²	全国鍋グランプリ
町田シバヒコ (旧町田市役所跡地)	約 5,700 m ²	ロックフェスティバル、クリスマスフェスティバル
さいたま新都心けやきひろば	約 10,000 m ²	ビール祭り、ラーメンフェスティバル

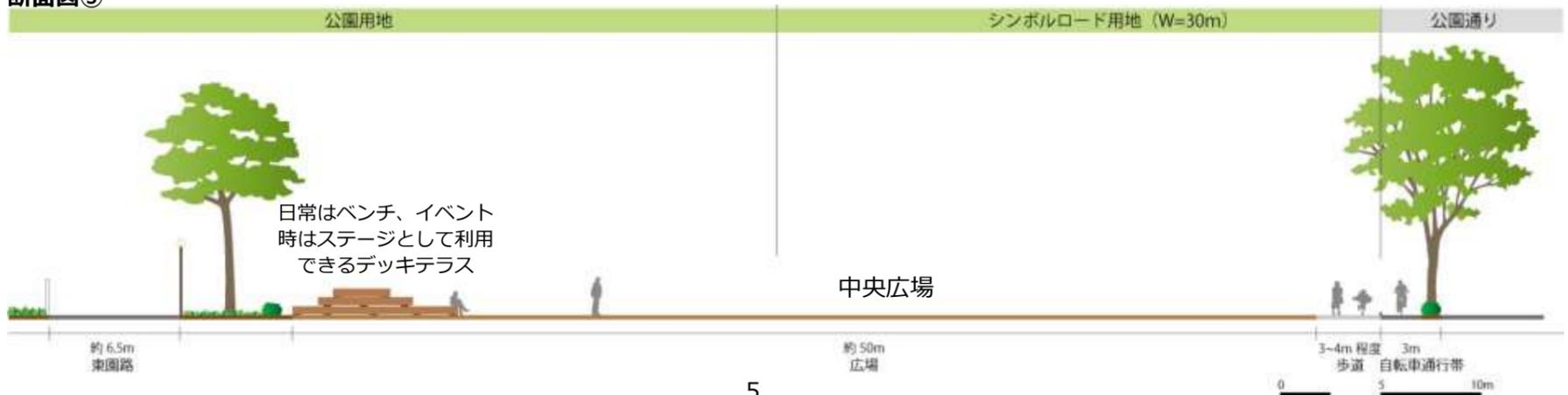
- ・市民が日常的に集えるにぎわい創出の拠点としていくため、中央公民館と総合体育館の間の市道 650 号線から中央広場を望んだ際のアイストップとなるような場所（公園用地側）に、日常はベンチ、イベント時はステージとして利用ができるデッキテラスを設置する。また、仮設コンテナの利活用または民間が運営するカフェやレストラン等の店舗誘致を積極的に行う。あわせて、これらの導入に対応できる電源、給排水設備を設ける。
- ・広場の北側には、緑陰の下や原っぱで読書を楽しめる緑の空間を設けるとともに、花木、紅葉する樹木を植栽し、四季を感じられる景観をつくる。
- ・土壌汚染区域は、土壌汚染処理が完了するまでの間、フェンスで囲み、立入を制限する。
- ・平成 22 年度に実施した植生調査において確認された希少種（マツバラシ、サイハイラン）については、平成 29 年度に実施する再調査の結果を踏まえ、移植等の必要な保全対策を行う。

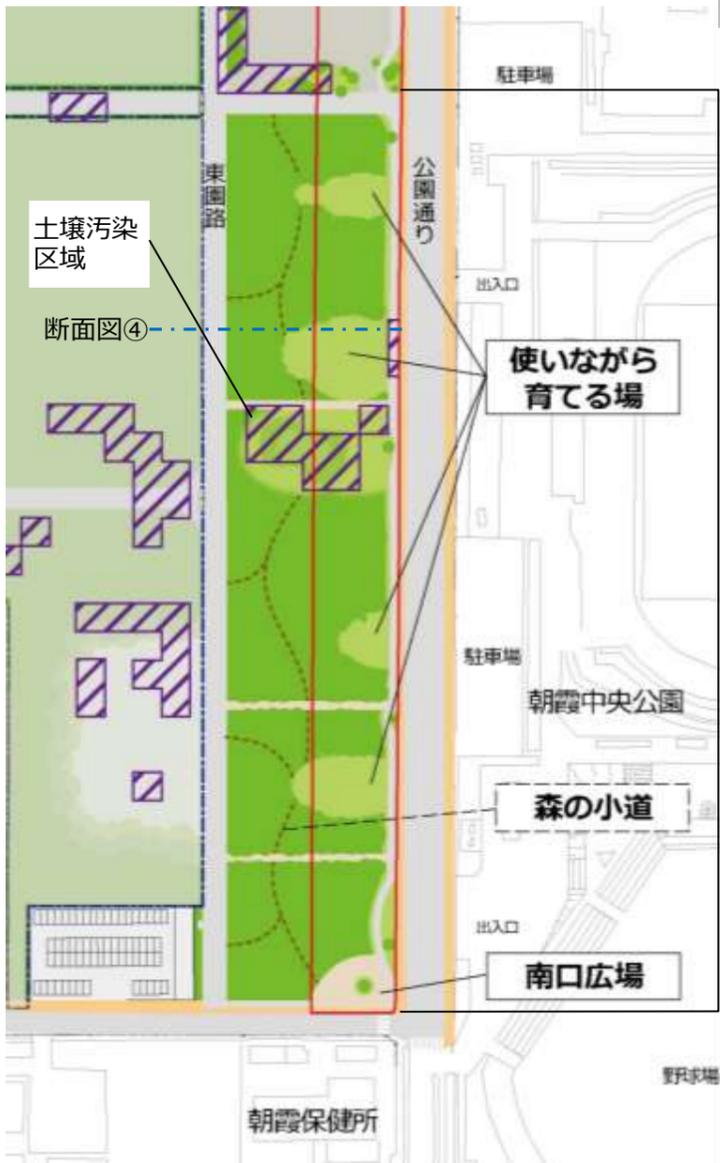


断面図②



断面図③





③ Cゾーン

○特性

- ・ Bゾーンに比べて樹木密度の高い鬱蒼とした樹林地となっている。
- ・ 基地時代に建物、舗装のあった箇所については、部分的に樹木がほとんど生えていない草地が形成されている。また、建物があった箇所の一部に地形の起伏がある。
- ・ 川越街道方面から公園及びシンボルロードを訪れる人を出迎える空間となる。

○整備方針

<全体>

- ・ 密度の高い樹林地を活かしつつ、生育環境や健全度のよくない樹木は伐採するとともに、防犯面に配慮して見通しを確保し、利用者の安全性が確保される程度に剪定等の管理を行い、緑豊かな樹木の保全及び育成を図る。
- ・ 基地時代の道路跡を活かして東西方向の通路を設け、公園通りから公園内に人々を誘う。

<使いながら育てる場>

- ・ 樹木がほとんどない建物跡地については、市民協働で用途を考え、使いながら段階的に整備を行う。
- ・ 当面は、建物基礎、既存舗装、不良樹木、下草等を除去し、ウッドチップの敷設等により雑草の繁茂を抑制する。

<土壌汚染区域>

- ・ 土壌汚染処理が完了するまでの間、フェンスで土壌汚染区域を囲み、立入を制限する。
- ・ 汚染対策の手法に応じて、今後、具体的な用途を検討する。
(整備イメージ例：覆土し築山を設ける、汚染土壌を除去し広場を整備する 等)

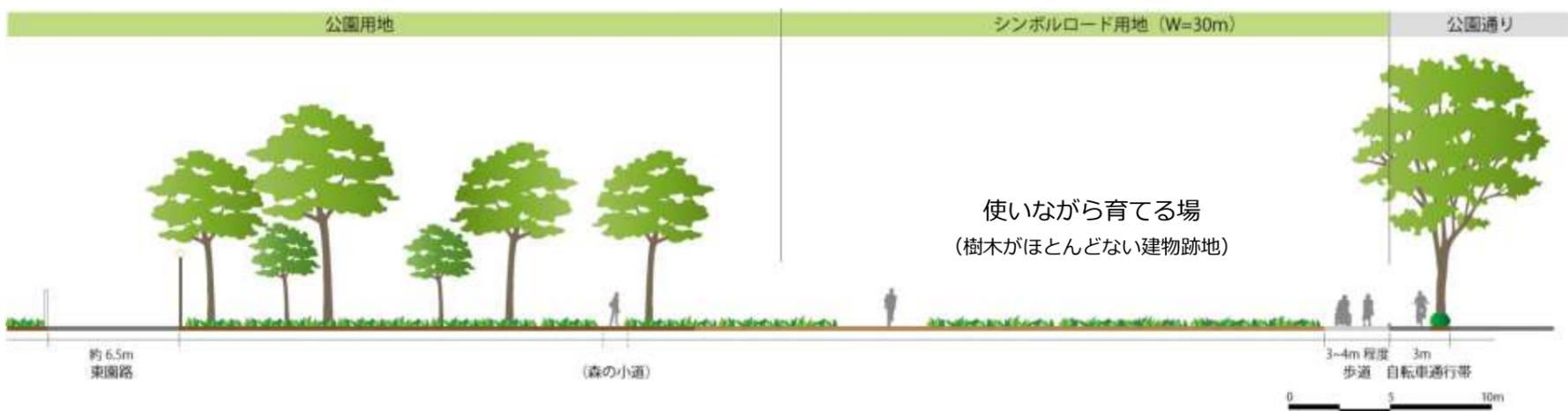
<森の小道>

- ・ 落ち葉を踏みしめながら歩ける森の中の小道。
- ・ 初めから整備するのではなく、利用者の通行によって自然発生的に形成された通路に対し、必要に応じてウッドチップ等を敷設するなどして、通路として設える。

<南口広場>

- ・ 川越街道方面から訪れる人を出迎えるゲートとなる空間として、健全な高木などシンボルツリーとなり得る既存樹木や地形の起伏をできる限り保全しながら、来訪者が集い、憩える広場(約300~400㎡)を設ける。
- ・ ストリートライブ、パフォーマンス、移動販売等の小規模なイベントに対応し、彩夏祭時にはよさこいチームの待機・スタート地点等に活用できる広場とする。

断面図④



2.2 整備事業の進め方

(1) 全体の考え方

○シンボルロードは、次の理由により段階的に整備を進める。

- ・基地跡地の土壌汚染対策は、国と実施主体などについて協議中であり、対策の実施方法についても未定である。また、埼玉県とは、対策の実施方法や実施に伴う土地の形質変更届などについて協議中である。そのため、土壌汚染区域周辺の整備に早期に着手することは困難である。
- ・2020 東京オリンピック・パラリンピックの競技会場へのアクセスルートの一つとして機能させるために早期に整備すべき内容がある。
- ・市の財政規模を考慮すると、整備費を一括して確保することは容易でなく、整備区域を分けて段階的に予算を確保していくことが求められる。

○上記を踏まえ、以下の区分で段階的整備を行う。

整備の段階	整備区域の考え方	目標とする 供用時期	整備区域	備考
第1期整備	2020 東京オリンピック・パラリンピックのアクセスルートの一つとして機能させるために整備すべき区域	2020 年春	B・Cゾーンの歩道・自転車通行帯 Aゾーン及びBゾーン（土壌汚染区域除く） 公園の北園路	
第2期整備	シンボルロードの機能向上、シンボルロードへのアクセス向上等のためにできる限り早期の整備が必要な区域	2025 年ごろ	Cゾーンの北側及び南側 公園の東園路	第2期及び第3期の供用時期、整備内容は、平成29年度から見直しを行う公園部分の整備基本計画における、公園整備の優先順の検討内容に応じて再度調整を図る
第3期整備 当面の目標とするプラン	上記以外の区域	2030 年ごろ	Bゾーン及びCゾーンの未供用部分 公園の正面園路	

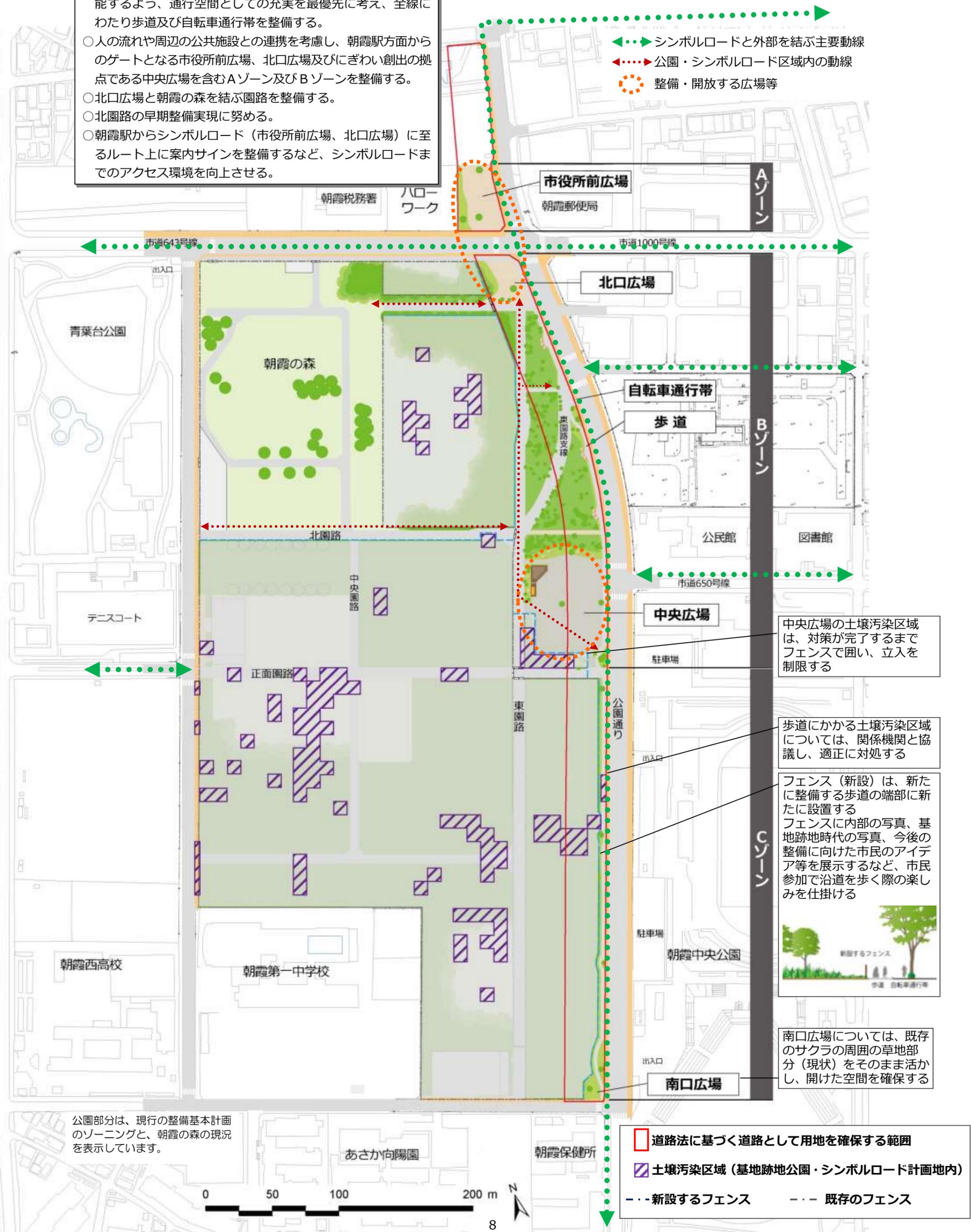
○公園の北園路の整備については、できる限り早期の実現を目指し、土壌汚染対策の実施主体や実施方法、管理範囲や管理方法について国との協議に努める。ただし、国との協議結果や進捗状況によっては目標とする供用時期が遅れる場合もある。

○なお、シンボルロード整備基本計画は、整備・活用状況や市民のニーズ、社会情勢等の変化に応じて、第2期整備の完了時または概ね10年後に計画内容の見直しの必要性について検討を行う。

(2) 各段階における整備の考え方

① 第1期整備プラン（～2020年春）

- 東京オリンピック・パラリンピックの競技会場となる朝霞訓練場までのアクセスルートの一つとしてシンボルロードが機能するよう、通行空間としての充実を最優先に考え、全線にわたり歩道及び自転車通行帯を整備する。
- 人の流れや周辺の公共施設との連携を考慮し、朝霞駅方面からのゲートとなる市役所前広場、北口広場及びにぎわい創出の拠点である中央広場を含むAゾーン及びBゾーンを整備する。
- 北口広場と朝霞の森を結ぶ園路を整備する。
- 北園路の早期整備実現に努める。
- 朝霞駅からシンボルロード（市役所前広場、北口広場）に至るルート上に案内サインを整備するなど、シンボルロードまでのアクセス環境を向上させる。



- ◀---▶ シンボルロードと外部を結ぶ主要動線
- ◀---▶ 公園・シンボルロード区域内の動線
- 整備・開放する広場等

中央広場の土壌汚染区域は、対策が完了するまでフェンスで囲い、立入を制限する

歩道にかかる土壌汚染区域については、関係機関と協議し、適正に対処する

フェンス（新設）は、新たに整備する歩道の端部に新たに設置する
フェンスに内部の写真、基地跡地時代の写真、今後の整備に向けた市民のアイデア等を展示するなど、市民参加で沿道を歩く際の楽しみを仕掛ける



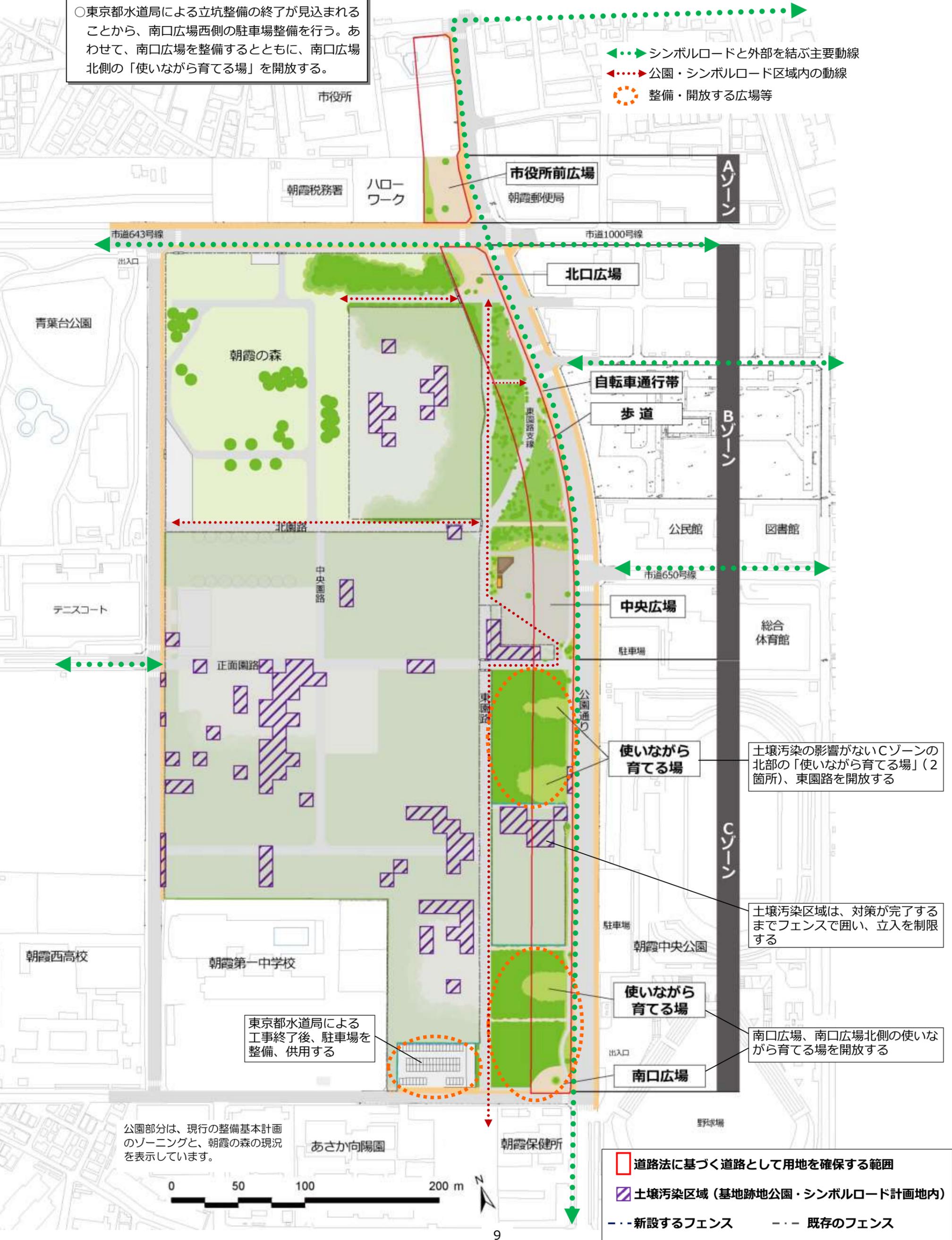
南口広場については、既存のサクラの周囲の草地部分（現状）をそのまま活かし、開けた空間を確保する

公園部分は、現行の整備基本計画のゾーニングと、朝霞の森の現況を表示しています。

- 道路法に基づく道路として用地を確保する範囲
- 土壌汚染区域（基地跡地公園・シンボルロード計画地内）
- 新設するフェンス
- 既存のフェンス

②第2期整備プラン（～2025年ごろ）

- 土壌汚染の影響がないCゾーンの北部の「使いながら育てる場」と東園路を開放する。
- 東京都水道局による立坑整備の終了が見込まれることから、南口広場西側の駐車場整備を行う。あわせて、南口広場を整備するとともに、南口広場北側の「使いながら育てる場」を開放する。



- ◀...▶ シンボルロードと外部を結ぶ主要動線
- ◀...▶ 公園・シンボルロード区域内の動線
- 整備・開放する広場等

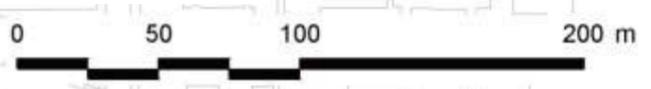
土壌汚染の影響がないCゾーンの北部の「使いながら育てる場」(2箇所)、東園路を開放する

土壌汚染区域は、対策が完了するまでフェンスで囲い、立入を制限する

南口広場、南口広場北側の使いながら育てる場を開放する

東京都水道局による工事終了後、駐車場を整備、供用する

公園部分は、現行の整備基本計画のゾーニングと、朝霞の森の現況を表示しています。



- 道路法に基づく道路として用地を確保する範囲
- ▨ 土壌汚染区域 (基地跡地公園・シンボルロード計画地内)
- - - 新設するフェンス - - - 既存のフェンス

③第3期整備「当面の目標とするプラン」(～2030年ごろ)

- シンボルロード及び東園路までの範囲の土壤汚染対策を完了させ、Bゾーン及びCゾーンの未供用区域を全域整備、開放する。
- 正面園路を開放するとともに、正面園路から朝霞の森までの中央園路を開放することで、公園となる部分の現状を市民が知ることでできる機会を増やす。



公園部分は、現行の整備基本計画のゾーニングと、朝霞の森の現況を表示しています。

3. シンボルロードにおける安全対策について

3.1 現行の整備基本計画における防犯の考え方（下線：シンボルロード該当部分）

(1) 基本的な考え方

- ・これまで長い年月囲まれて入れなかった基地跡地を、市民が有効に活用できるように、立ち入り制限エリアの他は、夜間を含めて公園は閉鎖しないこととします。

①防犯の考え方

- ・公園内のメイン通路から、公園内部に視線が届きやすいようにします。
- ・市内の公園と同等の巡回警備を行う予定です。
- ・市民による防犯パトロールなどを検討します。
- ・モリゾーンは公園中央部に配置します。生態系への影響や防犯への配慮により、柵で囲い利用を制限します。

②照明の考え方

- ・主な歩行者動線は、平均照度1ルクス（JIS規格）程度とします。
- ・クサゾーンにおいても、夜間の安全性を確保するため、平均照度1ルクス程度の照明を設置します。

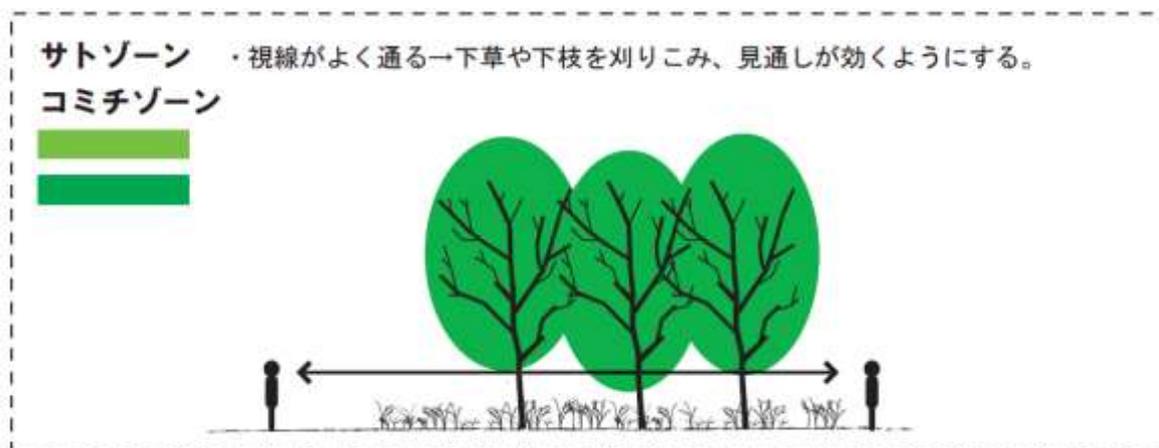
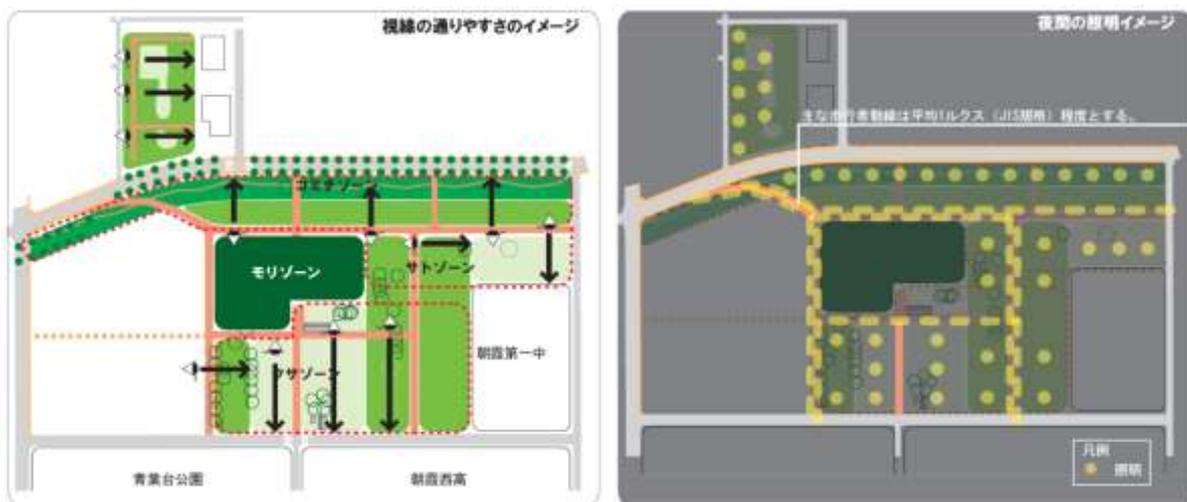


図 現行計画の防犯対策の考え方

3.2 防犯対策に関する各種指針・ガイドライン等

(1) 見通し

	道路	公園
安全・安心まちづくり推進要綱（警察庁）	<ul style="list-style-type: none"> 道路における植栽／公園の周囲における植栽について、計画の段階より、通行人や周辺住民からの見通しに配慮して、配置や樹種の選定にあたる 視線の高さよりも上に樹冠のある高木や視線よりも低い樹種を選定することや、視線を連続して遮らない配置等を考慮 生長に伴い、枝葉が繁茂して、見通しを悪くする可能性があるため、適時に点検するとともに、必要に応じて剪定等の樹木管理を行う 	
犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針（埼玉県）	<ul style="list-style-type: none"> 植栽の剪定や見通しを妨げない工作物の配置等による周囲からの見通しの確保 	<ul style="list-style-type: none"> 植栽の適正な配置や剪定等による周囲からの見通しの確保
防犯に配慮したまちづくりガイド（埼玉県）	<ul style="list-style-type: none"> ● 植栽の配置・剪定《自治体》 街路樹は、夜間、通行車両のヘッドライトによる光線を遮らないよう、植樹する位置、間隔、繁茂の程度に配慮する。 車道からの視線を遮断しすぎないよう、生垣・樹冠の高さの組み合わせを調整する。 	《配置》 <ul style="list-style-type: none"> 樹冠の高い樹種にする。 繁茂や枝振りにより視線を遮らないよう配置する。 生垣は生垣の背後に人がいることが確認できる幅にする。 《管理》 抜粋 <ul style="list-style-type: none"> 生垣・低木の樹冠を大抵の人が反対側を見通せる高さ(120cm程度)に剪定する。 大人の視線が確保される高さ(200cm程度)まで下枝を刈り込む。

(2) 照明（照度）

	道路	公園
通路、広場及び公園の照明設計基準（JIS Z9110-2010）	通路・広場及び公園 歩行者交通（屋外・少ない） 維持照度* 5ルクス	
歩行者に対する道路照明の基準（JIS Z9111-1988）	夜間の歩行者交通量の少ない道路（住宅地域） 水平面平均照度 3 ルクス 鉛直面最小照度（H=1.5m） 0.5 ルクス	
防犯灯の照度基準（SES E1901-1） （（社）日本防犯設備協会）	クラス B 4m 先の人の顔の向きや挙動姿勢などがわかる 水平面照度 3 ルクス（平均値） 鉛直面照度 0.5 ルクス（最小値）	
安全・安心まちづくり推進要綱（警察庁）	平均水平面照度（地面又は床面における平均照度） <u>おおむね 3 ルクス以上</u> ※「人の行動を視認できる」ため、4 m先の人の挙動、姿勢等が識別できることを前提としたときに必要な照度	
犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針（埼玉県）	平均水平面照度概ね 3 ルクス以上	

*維持照度：ある面の平均照度を、使用期間中に下回らないように維持すべき値。

3.3 朝霞警察署へのヒアリング結果

シンボルロードの防犯対策及び交通安全対策について、平成28年12月26日に朝霞警察署へのヒアリングを行い、以下の意見をいただいた。

(いただいたご意見のポイント)

- ①防犯対策・・・見通しの確保、防犯カメラの設置、夜間照明の設置
- ②交通安全対策・・・自転車通行帯と歩道の物理的分離

(1) 防犯関係

- ・青葉台公園と朝霞の森で挟まれる道路上に下半身を露出する人が現れる。
- ・青葉台公園でも、不審者がたびたび現れている。
- ・朝霞の森と税務署の間の道路では、引ったくりの事件がおきている。
- ・この周辺では犯罪の件数が多い。
- ・こういったことから、シンボルロードなどで開放する場所が人の目線が届かない場所ができると犯罪が発生してしまう。見通しをよくしてほしい。
- ・防犯、捜査のため、防犯カメラを適正台数設置していただきたい。
- ・市役所やハローワークなどとカメラのシステムの共有が図れると良い。
- ・イベントなど人が集まる場所では、犯罪がおきやすい傾向がある。
- ・犯罪を防ぐために夜間照明は必要。

(2) 交通安全関係

- ・自転車通行帯と歩行空間は、物理的に分離し、自転車が歩行空間に入らないような対策をしてほしい。(例えば、自転車通行帯と歩行空間の間に縁石、フェンス、ガードレールなどの設置をする)
- ・自転車通行帯の幅を広く整備すると通行する自転車の速度が速くなる。
- ・自転車通行帯があれば自転車の通行は双方向が良い。

(3) その他

- ・広場前の道路を広場と一体利用することは道路占用許可の手続きで可能。
- ・委員会などにも要請があれば参加したいと考えている。

3.4 シンボルロードにおける安全対策の考え方

(1) 防犯に関する基本的な考え方

- ・シンボルロードを市民が安全に安心して利用できるよう、必要な防犯対策を行い、夜間を含めて原則、開放する。
- ・暫定供用段階では、東園路を境界として、公園側への立入は制限する。

①防犯の考え方

- ・公園通りと東園路の間に視線が届きやすくするために、視線を遮る中木を除去し、低木・下草を大抵の人が反対側を見通せる高さ（120cm 以下）に維持する。また、大人の視線が確保される高さ（200cm 程度）まで下枝を刈り込む。
- ・中央広場付近、東園路などの主な場所に防犯カメラを設置することを検討する。
- ・市民による防犯パトロールなどを検討する。

②照明の考え方

- ・主な歩行者動線、夜間も開放する場所や広場は、平均水平面照度概ね3ルクスを確保する。
- ・歩道及び自転車通行帯については、公園通りの既存の街路灯による照明を用いる。
- ・照明の設置にあたっては、指向性が高い光源、昆虫の誘引特性の小さい光源を使用するなど、生態系にも十分配慮する。

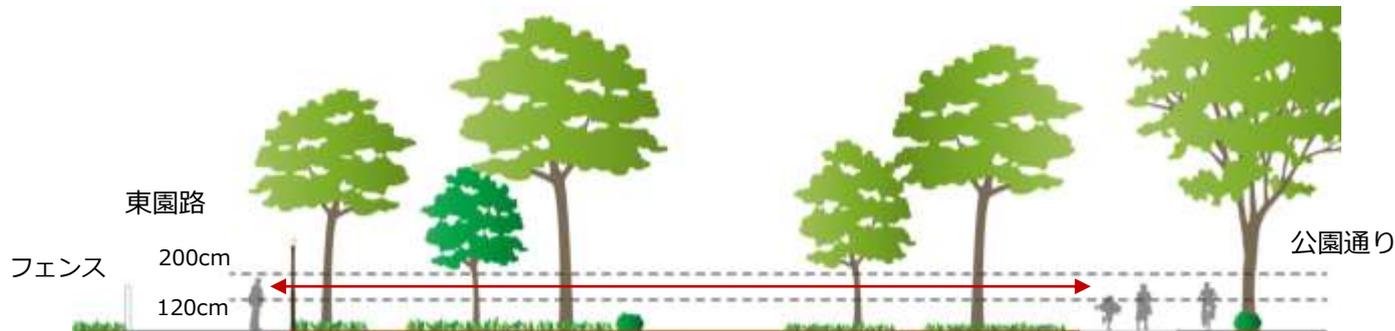


図 防犯の考え方

(2) 交通安全に関する基本的な考え方

- ・ 自転車通行帯と歩道は、縁石、走行位置の明示等により物理的、視覚的に分離する。

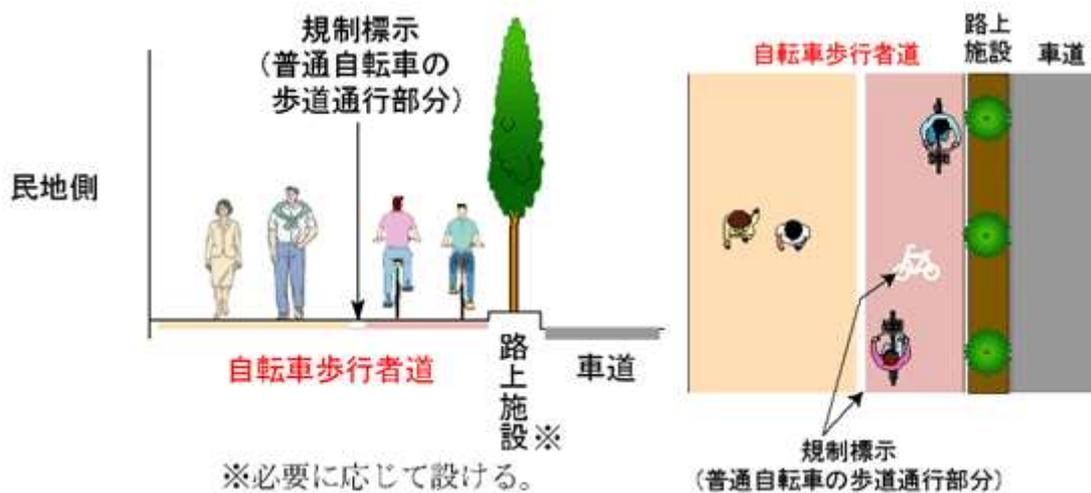


図 走行位置の明示による視覚的な分離

出典：国土交通省 HP